

問 1

C F P[®]認定者にとって業務を行ううえで留意しなければならないのが、関連業法等の順守です。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) 関連業法等の順守に関する次の記述の適不適の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- (ア) 弁護士ではなく、遺言者や公証人との利害関係がないF P (成年者) が、当該遺言者の公正証書遺言の作成に当たり証人となった。
- (イ) 税理士ではないF Pが、顧客である個人事業主の求めに応じて、一般的な税法の解説に加えて、仮定の事例に基づく所得税の税額計算を行った。
- (ウ) 日本証券業協会の外務員資格試験に合格したF Pが外務員として職務を行う場合、外務員登録原簿に登録を受ける必要がある。

1. (ア)、(イ)、(ウ) はすべて適切。
2. (ア) および (イ) は適切であるが、(ウ) は不適切。
3. (ア) および (ウ) は適切であるが、(イ) は不適切。
4. (イ) および (ウ) は適切であるが、(ア) は不適切。

(問題 2)

(設問B) 金融商品取引法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 規制の対象となる有価証券には、株券、投資信託の受益証券等のほかに、新株予約権証券も含まれる。
2. 一般的な景気動向や企業が公表している業績など投資判断の前提となる基礎資料を顧客に提供することは、金融商品取引業の投資助言業務には当たらない。
3. 金融商品仲介業を行うためには、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。
4. 金融商品取引業者と顧客の間に投資一任契約はないが継続的な取引関係がある場合、当該業者が顧客の同意を得ずに顧客の計算により有価証券の売買を行うことは、顧客の事後承諾があれば禁止行為に当たらない。

(問題3)

(設問C) 消費者契約法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害について、その理由にかかわらず損害賠償額に上限を設ける消費者契約の条項は有効である。
2. 事業者は、消費者に対し、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項に基づき損害賠償または違約金の支払いを請求する場合、消費者の求めに応じて、損害賠償の額の予定または違約金の算定根拠の概要を説明するよう努めなければならない。
3. 消費者契約法の「消費者」には、事業としてまたは事業のために契約の当事者となる個人は含まれない。
4. 消費者契約の取消権は、靈感などによる知見を用いた告知により困惑したことによる契約の場合を除き、追認をすることができる時から1年間行わないとき、または当該消費者契約の締結時から5年を経過したときは、時効により消滅する。

問2

CFP[®]認定者にとって、ライフプランニングに関する最新の情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題4)

(設問A) パーソナルファイナンスにおける意思決定は合理的であることが望ましいが、現実には人はしばしばバイアスと呼ばれる偏りや先入観にとらわれた非合理的な意思決定をすることがある。「行動ファイナンス」では、こうしたバイアスには一定のパターンがあることを分析・指摘している。次の行動ファイナンスにおけるバイアスの名称とそのバイアスに該当する事象の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<バイアスの名称>

- (ア) 現在志向バイアス
- (イ) 確証バイアス
- (ウ) アンカリング効果
- (エ) フレーミング効果

<事象>

- A：投資信託について、長期的な資産成長が期待できる累積投資型よりも、毎月の分配金が受け取れる毎月分配型に魅力を感じた。
- B：HX社の過去の株価が1万円だったという情報が先入観となり、現在の株価である5千円について、過去の価格を基準に割安と判断した。
- C：投資信託について、「元本割れの確率が20%」と言われるよりも、「元本が保たれる確率が80%」と言われた方が、安心して投資できる。
- D：自分が「HY社の株価は上がる」と信じている場合、それに沿う情報ばかりに注目し、それに反する都合の悪い情報を軽視した。

- 1. (ア) - A (イ) - B (ウ) - C (エ) - D
- 2. (ア) - A (イ) - D (ウ) - B (エ) - C
- 3. (ア) - B (イ) - C (ウ) - A (エ) - D
- 4. (ア) - B (イ) - D (ウ) - A (エ) - C

(問題5)

(設問B) 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づく年金生活者支援給付金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているものとする。

1. 認定請求により受給資格の認定を受けた者は、支給要件に該当している限り、毎年請求手続きをする必要はない。
2. 年金生活者支援給付金は、日本国内に住所を有しない者に対しても支給される。
3. 老齢年金生活者支援給付金は、老齢基礎年金を繰り上げて受給している65歳未満の者に対しても支給される。
4. 所得税の計算上、障害年金生活者支援給付金および遺族年金生活者支援給付金は、非課税とされているが、老齢年金生活者支援給付金は、雑所得として課税対象とされる。

問3

パーソナルファイナンスに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、設問A、Bについては以下の<資料>に基づいて解答してください。

<資料>

【収入に関する事項】

○収入（年間・手取り）

馬場 信三さん（夫・会社員）：現在600万円。2036年末に退職するが、2037年から2041年末まで継続雇用で勤務し、収入は300万円とする。

馬場 玲子さん（妻・パート）：現在100万円。2038年末に退職する。

○一時的収入 信三さんは、2036年に退職一時金2,000万円（手取り）を受け取る。

【支出に関する事項】

○基本生活費：年間330万円。長男が就職する2035年から270万円となる。

○住宅関連費：持ち家（戸建て）

住宅ローン：金利1.0%（全期間固定）
元利均等返済（ボーナス返済なし）
年間返済額100万円
債務者は信三さんで75歳時に完済予定

固定資産税等：年間15万円

○教育費

長女：私立中学校に在学中であり、私立高校、私立理系大学（四年制）に進学を予定している。

長男：公立中学校に在学中であり、私立高校、私立文系大学（四年制）に進学を予定している。

	中学校		高校		大学	
	公立	私立	公立	私立	私立文系	私立理系
年間教育費	50万円	120万円	45万円	95万円	85万円	120万円
入学一時金	10万円	60万円	15万円	30万円	40万円	50万円

○保険料：年間36万円

○自動車関連費

維持費：年間20万円

買替え：2032年に300万円

車検：2026年、2028年、2030年、2035年、2037年、2039年に車検を行う。費用は1回当たり15万円

○その他支出：年間25万円

○一時的支出：2035年に家族旅行費用50万円

【留意事項】

- ・ キャッシュフロー表の同一の欄に計上する項目が複数ある場合、それらの合計額に変動率を適用し算出した金額によること。
- ・ <資料>の金額はすべて2025年（基準年）時点の現在価値である。

<現状のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数		基準年	1	2	3	4	5	6	7
西暦(年)		2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
家族・年齢	馬場 信三 夫	49	50	51	52	53	54	55	56
	玲子 妻	47	48	49	50	51	52	53	54
	陽菜 長女	15	16	17	18	19	20	21	22
	蒼空 長男	13	14	15	16	17	18	19	20
ライフイベント			長男 中学校 入学	長女 高校入学		長男 高校入学	長女 大学入学		長男 大学入学
		変動率							自動車 買替え
収入	夫	1.5%	600						
	妻	1.5%	100	102	103	105			
	一時的収入	0.0%	0	0	0	0	0	0	0
	収入合計	-	700						
支出	基本生活費	2.0%	330						
	住宅関連費	0.0%							
	教育費(長女)	2.0%	120						
	教育費(長男)	2.0%	60						
	保険料	0.0%	36	36	36	36	36	36	36
	自動車関連費	2.0%	20	36	21	37			
	その他支出	2.0%	25	26	26	27	27	28	28
	一時的支出	2.0%	0	0	0	0	0	0	0
支出合計	-	706							
年間収支	-	▲6			(ア)				
預貯金等残高	2.0%	1,000							

経過年数		8	9	10	11	12	13	14	15
西暦(年)		2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
家族・年齢	馬場 信三 夫	57	58	59	60	61	62	63	64
	玲子 妻	55	56	57	58	59	60	61	62
	陽菜 長女	23	24	25	26	27	28	29	30
	蒼空 長男	21	22	23	24	25	26	27	28
ライフイベント			長女就職		長男就職 家族旅行	夫退職	夫 継続雇用	妻退職	
		変動率							
収入	夫	1.5%							
	妻	1.5%							
	一時的収入	0.0%	0	0	0	2,000	0	0	0
	収入合計	-							
支出	基本生活費	2.0%							
	住宅関連費	0.0%							
	教育費(長女)	2.0%							
	教育費(長男)	2.0%							
	保険料	0.0%	36	36	36	36	36	36	36
	自動車関連費	2.0%							
	その他支出	2.0%	29	30	30	31	32	32	33
	一時的支出	2.0%							
支出合計	-			(イ)					
年間収支	-								
預貯金等残高	2.0%								

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題6)

(設問A) 馬場さん夫婦は、将来の資金計画についてCFP[®]認定者に相談し、キャッシュフロー表を作成してもらうことにした。現状のキャッシュフロー表中の空欄(ア)、(イ)にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. (ア) ▲35 (イ) 614
2. (ア) ▲35 (イ) 687
3. (ア) ▲67 (イ) 614
4. (ア) ▲67 (イ) 687

(問題7)

(設問B) 馬場さん夫婦は、今後の生活設計を考えるうえで、信三さんが継続雇用を終える2041年に住宅ローンを完済することを検討しており、玲子さんの働き方および保険の見直しを考えている。そこで、CFP[®]認定者は、以下の〈見直しの内容〉を提案し、それに伴うキャッシュフロー表を作成した。見直し後のキャッシュフロー表中の空欄(ウ)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

〈見直しの内容〉

- ・ 玲子さんの給与収入(年間・手取り)
2029年から2038年まで180万円(現在価値)
- ・ 住宅関連費
住宅ローン: 2033年以降は年間返済額を180万円とし、2036年のみ600万円を繰上げ返済する。なお、手数料等は考慮しないものとする。
- ・ 保険料
2026年から年間24万円(保険の見直しに伴い減額)

1. 3,058
2. 3,076
3. 3,141
4. 3,153

<見直し後のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数		基準年	1	2	3	4	5	6	7
西暦(年)		2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
家族・年齢	馬場 信三 夫	49	50	51	52	53	54	55	56
	玲子 妻	47	48	49	50	51	52	53	54
	陽菜 長女	15	16	17	18	19	20	21	22
	蒼空 長男	13	14	15	16	17	18	19	20
ライフイベント		長男 中学校 入学	長女 高校入学		長男 高校入学	長女 大学入学		長男 大学入学	自動車 買替え
		変動率							
収入	夫	1.5%	600						
	妻	1.5%	100	102	103	105			
	一時的収入	0.0%	0	0	0	0	0	0	0
	収入合計	-	700						
支出	基本生活費	2.0%	330						
	住宅関連費	0.0%							
	教育費(長女)	2.0%	120						
	教育費(長男)	2.0%	60						
	保険料	0.0%	36						
	自動車関連費	2.0%	20	36	21	37			
	その他支出	2.0%	25	26	26	27	27	28	28
	一時的支出	2.0%	0	0	0	0	0	0	0
支出合計	-	706							
年間収支	-	▲6							
預貯金等残高	2.0%	1,000							

経過年数		8	9	10	11	12	13	14	15
西暦(年)		2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
家族・年齢	馬場 信三 夫	57	58	59	60	61	62	63	64
	玲子 妻	55	56	57	58	59	60	61	62
	陽菜 長女	23	24	25	26	27	28	29	30
	蒼空 長男	21	22	23	24	25	26	27	28
ライフイベント		長女就職		長男就職 家族旅行	夫退職	夫 継続雇用	妻退職		
		変動率							
収入	夫	1.5%							
	妻	1.5%							
	一時的収入	0.0%	0	0	0	2,000	0	0	0
	収入合計	-							
支出	基本生活費	2.0%							
	住宅関連費	0.0%							
	教育費(長女)	2.0%							
	教育費(長男)	2.0%							
	保険料	0.0%							
	自動車関連費	2.0%							
	その他支出	2.0%	29	30	30	31	32	32	33
	一時的支出	2.0%							
支出合計	-								
年間収支	-								
預貯金等残高	2.0%				3,153	(ウ)			

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。

※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。

ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。

※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題8)

(設問C) 室井さんは2031年3月末に定年を迎え、退職一時金を受け取る。定年後の5年間は、雇用形態は変わるものの引き続き就労して、2036年3月末にリタイアする予定である。室井さんはリタイア後の生活資金を準備するため、2027年4月1日から資金運用を開始する。リタイア後の2036年4月1日以降は、退職一時金と蓄えた資金を複利運用しながら取り崩して、生活費および住宅のリフォーム費用に充てたいと考えている。以下の〈条件〉に基づく場合、2027年4月1日から2031年3月末までの4年間、毎年3月末に積み立てるべき一定金額(最少額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、以下の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げる

〈条件〉

[リタイア前]

- ・ 自助努力で準備した老後のための資金400万円(2027年3月末時点)を、2027年4月1日から2036年3月末までの9年間、年利2.5%で複利運用する。
- ・ 2031年3月末に受け取る退職一時金1,400万円(手取り額)を、2031年4月1日から2036年3月末までの5年間、年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2027年4月1日から2031年3月末までの4年間、毎年3月末に一定金額を積み立てながら、年利2.0%で複利運用し、積み立てた金額を2031年4月1日から2036年3月末までの5年間は年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2031年4月1日から2036年3月末までの5年間、毎年3月末に36万円を積み立てながら、年利2.0%で複利運用する。

[リタイア後]

リタイアするまでに蓄えた資金について、次のA、BおよびCの運用と取崩しを行う。

- A：2036年4月1日からの5年間、年利1.5%で複利運用し、2041年3月末にリフォーム資金として500万円を取り崩す。
- B：上記Aのほか、2036年4月1日から2046年3月末までの10年間、年利1.5%で複利運用しながら、毎年3月末に100万円ずつ取り崩す。
- C：上記AおよびBの運用と取崩しを行った後、その残額を2046年4月1日から2066年3月末までの20年間は年利1.0%で複利運用しながら、毎年3月末に80万円ずつ取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%
4年	1.041	1.061	1.082	1.104
5年	1.051	1.077	1.104	1.131
9年	1.094	1.143	1.195	1.249
10年	1.105	1.161	1.219	1.280
20年	1.220	1.347	1.486	1.639

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%
4年	0.961	0.942	0.924	0.906
5年	0.951	0.928	0.906	0.884
9年	0.914	0.875	0.837	0.801
10年	0.905	0.862	0.820	0.781
20年	0.820	0.742	0.673	0.610

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%
4年	4.060	4.091	4.122	4.153
5年	5.101	5.152	5.204	5.256
9年	9.369	9.559	9.755	9.955
10年	10.462	10.703	10.950	11.203
20年	22.019	23.124	24.297	25.545

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%
4年	3.902	3.854	3.808	3.762
5年	4.853	4.783	4.713	4.646
9年	8.566	8.361	8.162	7.971
10年	9.471	9.222	8.983	8.752
20年	18.046	17.169	16.351	15.589

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%
4年	0.256	0.259	0.263	0.266
5年	0.206	0.209	0.212	0.215
9年	0.117	0.120	0.123	0.125
10年	0.106	0.108	0.111	0.114
20年	0.055	0.058	0.061	0.064

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%
4年	0.246	0.244	0.243	0.241
5年	0.196	0.194	0.192	0.190
9年	0.107	0.105	0.103	0.100
10年	0.096	0.093	0.091	0.089
20年	0.045	0.043	0.041	0.039

1. 80万円
2. 88万円
3. 93万円
4. 97万円

問4

住宅取得や教育に係る資金設計等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題9)

(設問A) 大津さんは、住宅ローンの借換えを検討しており、CFP[®]認定者に相談した。以下の〈現在の住宅ローン〉について、借入れから12年経過した時点(返済回数144回終了後)で、〈借換え後の住宅ローン〉に借換えを行った場合、削減される年間の返済額(元利合計)として、正しいものはどれか。なお、借換えのための諸費用については考慮しないものとする。また、計算に当たっては、以下の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り捨てること。

〈現在の住宅ローン〉	
借入額	4,000万円
金利	年2.6%(全期間固定)
返済方法	元利均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)
返済期間	30年(返済回数360回)
〈借換え後の住宅ローン〉	
借入額	〈現在の住宅ローン〉の返済回数144回終了後の残高
金利	年1.7%(全期間固定)
返済方法	元利均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)
返済期間	18年(返済回数216回)

〈係数表〉 ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数(1ヵ月用)]

期間	1.7%	2.6%
12年	1.22612	1.36569
18年	1.35769	1.59599
30年	1.66469	2.17963

[現価係数(1ヵ月用)]

期間	1.7%	2.6%
12年	0.81558	0.73223
18年	0.73655	0.62657
30年	0.60071	0.45879

[年金終価係数(1ヵ月用)]

期間	1.7%	2.6%
12年	159.61492	168.78170
18年	252.48584	275.07194
30年	469.19314	544.44570

[年金現価係数(1ヵ月用)]

期間	1.7%	2.6%
12年	130.17875	123.58679
18年	185.96746	172.35200
30年	281.85011	249.78786

[資本回収係数(1ヵ月用)]

期間	1.7%	2.6%
12年	0.00768	0.00809
18年	0.00538	0.00580
30年	0.00355	0.00400

[減債基金係数(1ヵ月用)]

期間	1.7%	2.6%
12年	0.00627	0.00592
18年	0.00396	0.00364
30年	0.00213	0.00184

1. 9万円
2. 13万円
3. 64万円
4. 74万円

(問題10)

(設問B) 佐野さん(会社員・年収1,600万円)は、住宅購入を計画しており、CFP®認定者に以下の<条件>に基づくシミュレーションを依頼した。このシミュレーションにおける購入可能な物件価格の上限として、正しいものはどれか。なお、円未満の端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、住宅ローンの借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。また、消費税および贈与税は考慮しないものとする。

<条件>

- ・ 用意した住宅購入資金850万円と父から贈与される110万円を住宅購入に充てる。これらの資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンの条件は、金利年2.2% (全期間固定)、返済期間30年 (返済回数360回)、元金均等返済、毎月返済のみ (ボーナス返済なし) とする。
- ・ 住宅ローンの借入額については、借入れから10年経過した時点 (返済回数120回終了後) で300万円の返済額軽減型の繰上げ返済を行い、当該繰上げ返済後の年間元金返済額が現在の年収の15%となるようにする。
- ・ 住宅購入のための諸費用は物件価格の9%とし、上記で準備した資金の中から充てるものとする。

1. 7,790万円
2. 7,890万円
3. 8,500万円
4. 8,610万円

(問題 1 1)

(設問C) 下表の4人のうち、住宅ローンの借入金利を一定期間引き下げる制度である「フラット35子育てプラス」の利用要件を満たさない者はどれか。なお、住宅を取得するための新規融資であり、記載のない要件はすべて満たしているものとする。

申込人	申込人の 申込時年齢	住宅の用途	居住予定者 (年齢は申込時年齢)
Aさん	45歳	自ら居住する住宅	Aさんおよびその配偶者 (37歳、事実婚)
Bさん	43歳	セカンドハウス	Bさん、その配偶者 (41歳、法律婚) および子 (胎児)
Cさん	57歳	Cさんの子が居住する住宅	Cさんの子 (30歳、連帯債務者) およびその配偶者 (28歳、法律婚)
Dさん	48歳	自ら居住する住宅	Dさん、その配偶者 (42歳、法律婚) および子 (19歳)

1. Aさん
2. Bさん
3. Cさん
4. Dさん

(問題 1 2)

(設問D) 日本学生支援機構の給付奨学金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、奨学金等の受給要件を満たしているものとする。

1. 給付奨学金は、貸与奨学金の第二種奨学金 (有利子) と併用することができるが、第一種奨学金 (無利子) と併用することはできない。
2. 給付奨学金は、世帯の所得区分、学校の設置者 (国公立・私立) および通学形態に応じて定められている金額が、原則として毎月1回振り込まれる。
3. 給付奨学金は、国内の大学院への進学に利用することはできない。
4. 3人以上の子が生計維持されている世帯に属する子である給付奨学生は、両親の所得にかかわらず、授業料および入学金の減免を受けることができる。

(問題 1 3)

(設問E) 全日制の高等学校に係る高等学校等就学支援金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 高等学校等就学支援金の支給を受ける場合、生徒本人だけではなく、生徒の親権者も日本国内に住所を有していることが要件とされる。
2. 高等学校等就学支援金は、留年により高等学校に在学する期間が通算して36ヵ月を超えた場合、その超えた月数に対しては支給されない。
3. 高等学校等就学支援金は、支給対象高等学校等の設置者が生徒本人に代わって受領し、授業料に充てられる。
4. 入学前に家計急変事由が発生した場合でも、収入が減少した状態が入学時に継続していれば、高等学校等就学支援金の家計急変支援制度の対象となる。

(問題 1 4)

(設問F) 貸金業法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 総量規制の基準となる年収には、配偶者の同意が得られた場合でも、当該配偶者の年収を含めることはできない。
2. 年収が450万円、銀行の自動車ローンの借入残高が150万円の場合、他の借入れが一切なくても、貸金業者から新たに借り入れることはできない。
3. 商品の購入に当たりクレジットカードを利用してリボルビング払いにした場合、総量規制の対象となる。
4. 納税通知書や納税証明書は、貸金業者に提出する収入を証明する書類として法令上認められている。

問5

働き方とその関連法令に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題15)

(設問A) 労働基準法に基づく労働時間、休日および年次有給休暇に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 1日の所定労働時間が7時間の事業場において1日に8時間労働させた場合、使用者は、所定労働時間を超えた1時間分について、割増賃金の支払いは必要ない。
2. 週の所定労働日数が4日、週の所定労働時間が20時間のパートタイム労働者は、雇入れ日から起算して6ヵ月継続勤務し、その間の全労働日の8割以上出勤した場合、年次有給休暇の比例付与の対象となる。
3. 使用者は、所定の事項を定めた労使協定を締結することにより、1年に5労働日を限度として、時間単位で年次有給休暇を付与することができる。
4. 法定休日に労働させた後に代休を付与した場合、使用者に法定休日に労働させたことによる割増賃金の支払い義務は生じない。

(問題 16)

(設問B) Z E 株式会社で働いている五十嵐さんは、最低賃金法における最低賃金と比較するため、自身の2026年5月分の賃金を計算してみることにした。以下の<資料>に基づく最低賃金の対象となる時間あたりに換算した賃金額として、正しいものはどれか。

<資料>

[五十嵐さんに支払われた2026年5月分の賃金]

基本給	184,500円	月給制
住宅手当	22,500円	月給制
皆勤手当	15,000円	月給制
時間外手当	24,000円	
通勤手当	18,000円	1ヵ月の定期代
合計	264,000円	

※五十嵐さんは、2026年5月において欠勤、遅刻、早退等をしていない。

※上記以外に賃金の支払いはない。

[五十嵐さんの労働条件]

年間所定労働日数：240日

1日の所定労働時間：7時間30分

[時間あたりに換算した賃金額の計算方法]

月給制の場合： $(\text{賃金月額} \times 12 \text{ヵ月}) \div (\text{年間所定労働日数} \times 1 \text{日の所定労働時間})$

1. 1,230円
2. 1,380円
3. 1,480円
4. 1,640円

(問題17)

(設問C) PA株式会社に勤務する小山さんは、2026年5月11日に業務上の災害により負傷し、同日より療養のため休業した。以下の<資料>に基づき、小山さんが受給することができる労働者災害補償保険の休業補償給付および休業特別支給金の合計額として、正しいものはどれか。なお、休業補償給付の支給要件はすべて満たしているものとする。また、解答に当たっては、給付基礎日額は円未満を切り上げ、休業補償給付日額および休業特別支給金日額は円未満を切り捨てること。

<資料>

[小山さんの2026年2月から4月までの給与等の状況]					(単位：円)
支払月	総日数	実出勤日数	基本給	時間外手当	通勤手当
2月	28日	18日	310,000	20,000	20,000
3月	31日	21日	310,000	30,000	20,000
4月	30日	21日	310,000	15,000	20,000
合計			930,000	65,000	60,000

※上記に記載のないものの支給はなく、賃金締切日は月の末日である。

※PA社の公休日は、土曜日・日曜日・祝日である。

※休業特別支給金は、給付基礎日額の20%相当額である。

[小山さんのデータ]

- ・ 休業期間は、2026年5月11日（月）から31日（日）までの21日間である。
- ・ 休業期間における賃金の支払いはなく、私傷病による休暇は取得していない。
- ・ 複数事業労働者ではなく、同一の支給事由に基づく障害厚生年金等は受給していない。

[給付基礎日額の計算式]

$$\text{給付基礎日額} = \frac{\text{算定事由発生日（賃金締切日がある場合は直前の賃金締切日）以前3ヵ月間の賃金総額}}{\text{その3ヵ月間の総日数}}$$

1. 160,992円
2. 170,676円
3. 199,122円
4. 253,188円

(問題18)

(設問D) KV株式会社に勤務する細井さん(32歳)は、2026年4月1日から4月30日までの1ヵ月間、家族の介護のため介護休業を取得し、同年5月1日より職場復帰した。以下の<資料>に基づき、細井さんが受給することができる雇用保険の介護休業給付金の額として、正しいものはどれか。なお、介護休業給付金の支給要件をすべて満たしているものとする。また、休業開始時賃金日額と支給額は、円未満を切り捨てるものとする。

<資料>

[細井さんの2025年10月から2026年3月までの給与等の状況] (単位:円)

月別実出勤日数	基本給	時間外手当	管理職手当	通勤手当	賞与
10月分 22日	400,000	50,000	50,000	20,000	—
11月分 18日	400,000	30,000	50,000	20,000	—
12月分 20日	400,000	40,000	50,000	20,000	700,000
1月分 19日	400,000	30,000	50,000	20,000	—
2月分 18日	400,000	50,000	50,000	20,000	—
3月分 21日	400,000	40,000	50,000	20,000	—
合計 118日	2,400,000	240,000	300,000	120,000	700,000

※2025年10月初日から2026年3月末日までの暦日数は182日である。

※休業期間は30日間であり、休業期間中は無給である。

※賞与は年1回12月に支給される。

[介護休業給付金に係る限度額等]

休業開始時賃金日額の上限額	17,740円
一支給単位期間における上限額	356,574円

1. 328,293円
2. 337,941円
3. 341,700円
4. 356,574円

(問題 19)

(設問E) 「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」に基づく求職者支援制度に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 公共職業安定所に求職の申込みをしている者のうち、雇用保険の被保険者や基本手当の受給資格者(ア)者であって、労働の意思と能力があり、公共職業安定所長が職業訓練などの支援を行う必要があると認めたものは、求職者支援制度を利用することができる。
- ・ 職業訓練受講手当の受給要件には、本人の収入が月額(イ)以下であること、原則として訓練実施日のすべてに出席することなどがある。受給要件をすべて満たす場合、月額(ウ)の職業訓練受講手当を受給することができる。

1. (ア)である (イ) 8万円 (ウ) 15万円
2. (ア)である (イ) 10万円 (ウ) 10万円
3. (ア)でない (イ) 8万円 (ウ) 10万円
4. (ア)でない (イ) 10万円 (ウ) 15万円

(問題 20)

(設問F) 会社員の有馬さんは、60歳の定年で退職するか、定年後も会社の継続雇用制度を利用して勤め続けるかについて検討しており、これに関わる雇用保険についてCFP[®]認定者に質問をした。CFP[®]認定者が行った雇用保険に関する次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。なお、有馬さんは35歳から継続して雇用保険に加入しており、記載のない事項については、基本手当および高年齢雇用継続給付の支給要件を満たしているものとする。

1. 「有馬さんが60歳で定年退職後、基本手当を受給中に、支給残日数が120日の時点で再就職した場合、再就職日の翌日から起算して2年を経過する日の属する月までの期間を限度として高年齢再就職給付金を受給することができます。」
2. 「有馬さんが60歳で定年退職後、病気の治療に専念するためすぐに求職活動ができず、引き続き30日以上職業に就くことができない場合、申出により、基本手当の受給期間は最長4年となります。」
3. 「有馬さんが会社の継続雇用制度を利用して働き、65歳以後に退職して失業した場合、高年齢求職者給付金として、基本手当の日額の50日分に相当する額を受給することができます。」
4. 「有馬さんが会社の継続雇用制度を利用して65歳まで働き続ける場合、60歳以降の各支給対象月に支払われた賃金が60歳到達時のみなし賃金日額を30倍した額の75%を下回ったときは、高年齢雇用継続基本給付金を受給することができます。」

(問題 2 1)

(設問G) 雇用保険の育児時短就業給付金に関する次の記述の空欄 (ア) ~ (ウ) にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、被保険者は雇用保険の一般被保険者であるものとし、記載のない事項については、育児時短就業給付金の支給要件を満たしているものとする。

- ・ 育児時短就業給付金は、以下の①、②のいずれにも該当することが受給資格要件とされる。
 - ① (ア) 未満の子を養育するために、1週間当たりの所定労働時間を短縮して就業する被保険者であること
 - ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある(ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上ある)完全月が通算して(イ)以上あること
- ・ 育児時短就業給付金の支給額は、原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の(ウ)相当額である。ただし、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額を超える場合は、支給限度額から賃金額を減じた額とされる。

1. (ア) 2歳 (イ) 6ヵ月 (ウ) 13%
2. (ア) 2歳 (イ) 12ヵ月 (ウ) 10%
3. (ア) 3歳 (イ) 6ヵ月 (ウ) 10%
4. (ア) 3歳 (イ) 12ヵ月 (ウ) 13%

(問題 2 2)

(設問H) 育児・介護休業法に基づく子の看護等休暇に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 子の看護等休暇は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に限り、取得することができる。
2. 子の看護等休暇は、入園(入学)式や卒園式に参列することを理由に取得することはできない。
3. 労使協定を締結することにより、継続雇用期間6ヵ月未満の労働者を子の看護等休暇の取得対象者から除外することができる。
4. 子の看護等休暇は、1年度において5労働日(対象となる子が2人以上の場合は10労働日)を限度として取得することができる。

問6

社会保険の適用や給付等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題23)

(設問A) LA株式会社に勤務する柴田さんの以下の<資料>に基づく定時決定による2026年9月の健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額として、正しいものはどれか。

<資料>

[柴田さんの2026年4月から6月までの給与等の状況]					(単位：円)
	基本給	時間外手当	通勤手当	出張旅費	合計
4月支給額	200,000	20,000	20,000	—	240,000
5月支給額	200,000	15,000	20,000	—	235,000
6月支給額	200,000	25,000	20,000	45,000	290,000

- ・ 柴田さんは、資格取得時決定、随時改定、育児休業等終了時改定および産前産後休業終了時改定の対象者ではない。
- ・ 2026年4月支給額から6月支給額までの報酬を計算する基礎となる日数については、いずれの月も17日以上である。
- ・ 出張旅費は、実費弁償的なものである。
- ・ 上記に記載のないものの支給はない。

[標準報酬月額等級表]			(単位：円)
標準報酬		報酬月額	
健康保険等級	厚生年金保険等級	月額	以上 未満
17	14	200,000	195,000～210,000
18	15	220,000	210,000～230,000
19	16	240,000	230,000～250,000
20	17	260,000	250,000～270,000

1. 200,000円
2. 220,000円
3. 240,000円
4. 260,000円

(問題 24)

(設問B) 以下の<資料>に基づき、近藤さん(34歳)の2026年4月の賃金額等に基づいて計算される健康保険料、厚生年金保険料および雇用保険料の被保険者負担分の合計額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

<資料>

[近藤さんおよびZ N株式会社のデータ]

- ・ 近藤さんはZ N社(建設の事業)の正社員で、全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の被保険者である。
- ・ 近藤さんの2026年4月の標準報酬月額が260,000円である。
- ・ 近藤さんの2026年4月の賃金総支給額が280,000円である。

[健康保険・厚生年金保険標準報酬月額表(被保険者負担分)]

(単位:円)

標準報酬月額	報酬月額	健康保険料		厚生年金保険料
		介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合	
260,000	250,000以上 270,000未満	12,883	14,950	23,790
280,000	270,000以上 290,000未満	13,874	16,100	25,620

[雇用保険料率]

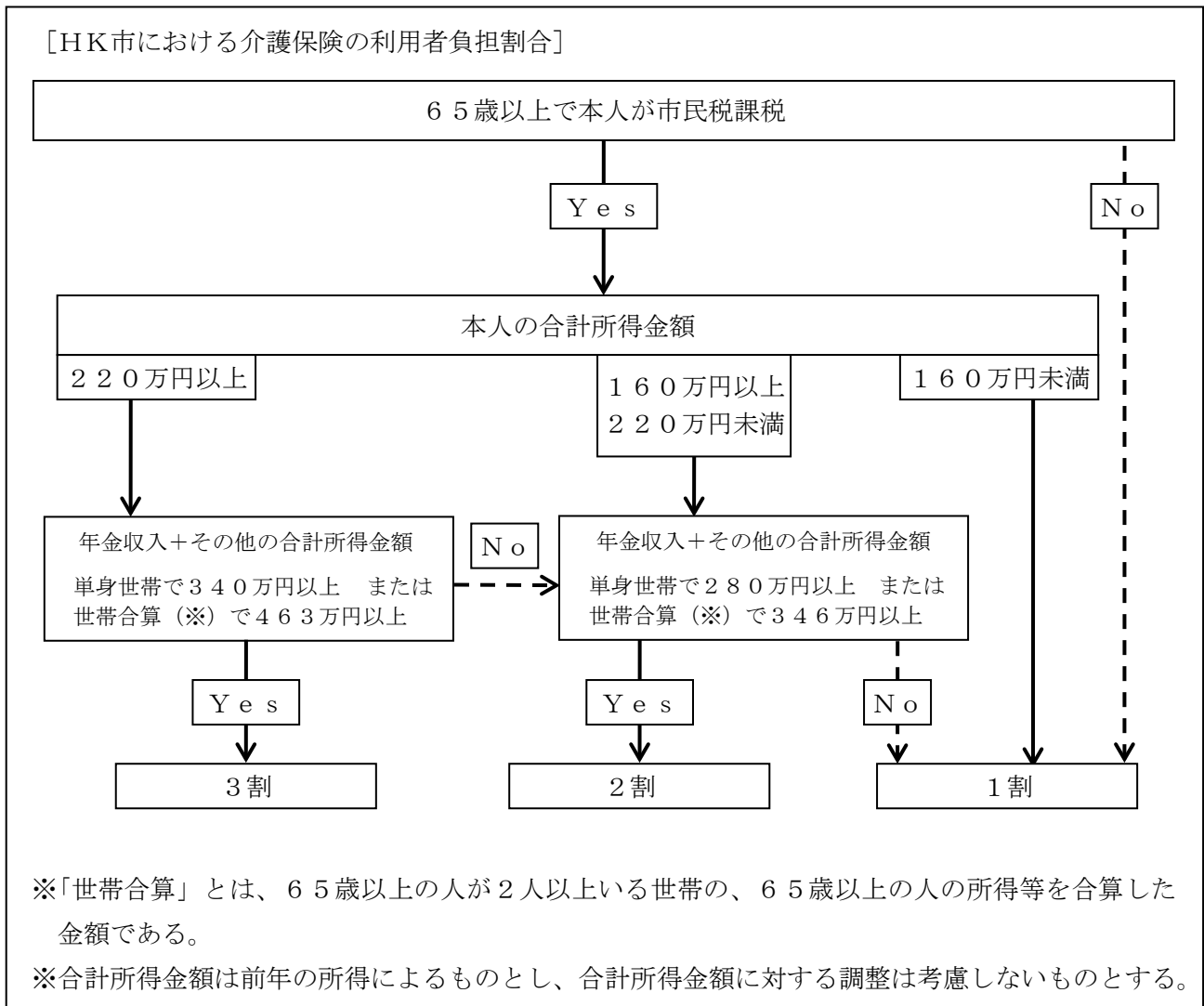
事業の種類	被保険者負担率(①)	事業主負担率(②)	雇用保険料率(①+②)
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	14.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	17.5/1,000

1. 38,363円
2. 38,493円
3. 40,430円
4. 40,560円

(問題 25)

(設問C) 以下の<ケース1>~<ケース3>の人が、2026年5月に介護保険法に基づく介護給付対象サービス(以下「介護サービス」という)を受けた場合の利用者負担割合に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問における利用者負担割合は以下の<資料>によって判定するものとする。また、利用者負担の上限は考慮しないものとし、いずれの人も介護サービスを利用する際に介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示しているものとする。

<資料>



＜公的年金等控除額の速算表（65歳以上）＞

公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額	
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下	
330万円以下	110万円	
330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円	
410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円	
770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円	
1,000万円超	195.5万円	

	氏名	続柄	年齢	前年の公的年金 (老齢年金)収入	前年の事業所得	市民税
＜ケース1＞	青山 洋一	夫	71歳	350万円	—	課税
	青山 愛子	妻	69歳	80万円	30万円	非課税
＜ケース2＞	千田 孝雄	夫	78歳	290万円	—	課税
	千田 マリ	妻	72歳	160万円	100万円	課税
＜ケース3＞	布施 史郎	夫	82歳	210万円	65万円	課税
	布施 浩子	妻	80歳	70万円	—	非課税

※上記の人はいずれも公的年金（老齢年金）、事業所得のほかに収入はない。

※上記の人はすべてHK市に居住しており、夫婦はいずれも同一世帯である。

※いずれの世帯も、上記のほかに同一世帯に属する人はいない。

1. ＜ケース1＞の青山洋一さんの利用者負担割合は、3割である。
2. ＜ケース2＞の千田孝雄さんの利用者負担割合は、3割である。
3. ＜ケース2＞の千田マリさんの利用者負担割合は、2割である。
4. ＜ケース3＞の布施史郎さんの利用者負担割合は、1割である。

(問題 26)

(設問D) 介護保険法に基づく介護保険制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 要介護認定の有効期間は、要介護度などにかかわらず一律12ヵ月とされており、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、毎年、要介護認定の更新の申請をすることができる。
2. 居宅介護サービス計画をケアマネジャーが作成する場合にかかる費用については、その全額が介護給付として支給される。
3. 介護保険の第2号被保険者が介護サービスや介護予防サービスを利用できるのは、16種類の特定疾病のいずれかが原因となって要介護・要支援と認定された場合に限られる。
4. 介護保険の第2号被保険者である専業主婦(主夫)は、その者が全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の被扶養者である場合、自ら介護保険料を納める必要はない。

(問題 27)

(設問E) 健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額の設定に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

育児・介護休業法に基づく育児休業等の終了日において、その育児休業等に係る(ア)未満の子を養育する被保険者が申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3ヵ月間に受けた報酬に基づき算出した標準報酬月額と、休業前の標準報酬月額との間に(イ)以上の差が生じた場合、標準報酬月額が改定される。

なお、この対象者が短時間労働者または短時間就労者に該当しない被保険者の場合、その(ウ)における報酬の基礎となる日数が17日以上なければならない。

1. (ア) 2歳 (イ) 1等級 (ウ) 3ヵ月間すべて
2. (ア) 2歳 (イ) 2等級 (ウ) 3ヵ月のうち少なくとも1ヵ月
3. (ア) 3歳 (イ) 1等級 (ウ) 3ヵ月のうち少なくとも1ヵ月
4. (ア) 3歳 (イ) 2等級 (ウ) 3ヵ月間すべて

問7

公的医療保険に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、以下、全国健康保険協会管掌健康保険を「協会けんぽ」とします。

(問題28)

(設問A) 協会けんぽの被保険者である筒井さんは、私傷病により労務不能となり、2026年3月13日から31日まで連続19日間休業した。同年4月1日より職場に復帰したが、同一の傷病により再度労務不能となり、同年4月16日から30日まで連続15日間休業した。以下の<資料>に基づき、筒井さんが受け取ることができる傷病手当金の合計額として、正しいものはどれか。なお、筒井さんは傷病手当金の支給要件をすべて満たしているものとし、休業期間中の報酬は支払われないものとする。

<資料>

[筒井さんの標準報酬月額等の状況]

2024年 4月1日	2025年 4月1日	2025年 9月1日	2026年 3月13日
標準報酬月額 26万円	標準報酬月額 30万円	標準報酬月額 32万円	標準報酬月額 32万円
▲ 被保険者 資格取得			▼ 休業開始

[傷病手当金の1日当たりの額の計算式 (円未満四捨五入)]

$$\underbrace{\text{支給開始月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額の平均額}} \times \frac{1}{30} \times \frac{2}{3}$$

10円未満四捨五入

1. 211,203円
2. 214,737円
3. 231,642円
4. 235,518円

(問題 29)

(設問B) 伊丹さん(32歳)はTA株式会社に勤務し、協会けんぽの被保険者であったが、2026年3月31日に退職し、その後任意継続被保険者となった。以下の<資料>に基づき、伊丹さんが負担する2026年4月分の健康保険料額として、正しいものはどれか。

<資料>

[伊丹さんのデータ]

- ・ 在職年数 10年
- ・ 2025年9月から2026年3月までの標準報酬月額 360,000円
- ・ 伊丹さんは、病気のため2026年1月から3月にかけて数日欠勤し、2026年1月から3月に支給された給与の平均額は、340,000円であった。
- ・ 前年の9月30日における協会けんぽの全被保険者の同月の標準報酬月額の平均額を標準報酬月額の基本となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額は、320,000円である。

[健康保険標準報酬月額表]

(単位：円)

等級	標準報酬	報酬月額		健康保険料 全額
	月額	以上	未満	
23	320,000	310,000	330,000	31,712
24	340,000	330,000	350,000	33,694
25	360,000	350,000	370,000	35,676
26	380,000	370,000	395,000	37,658

1. 31,712円
2. 33,694円
3. 35,676円
4. 37,658円

(問題30)

(設問C) 以下の<資料>に基づき、荒木幸二さんの2026年4月の医療費について給付される高額療養費(世帯合算)の額として、正しいものはどれか。なお、多数回該当および入院時の食事代等、記載のない事項については考慮しないものとする。

<資料>

[荒木さんの2026年4月の医療費等]

氏名	続柄	年齢	医療機関	入院/外来	医療費	自己負担額
荒木 幸二	本人 (世帯主)	43歳	ZP医院	外来	25万円	75,000円
			ZQ病院	外来	5万円	15,000円
荒木 朱里	妻	40歳	ZR歯科医院	外来	8万円	24,000円
荒木 将太	長男	16歳	ZR歯科医院	外来	3万円	9,000円
荒木 信子	母	67歳	ZS病院	入院	100万円	***円
			ZS病院	外来	30万円	***円

※ZS病院に係る入院および外来それぞれについて、健康保険限度額適用の認定を受けている。

※問題作成の都合上、表の一部を「***」にしてある。

[荒木さん一家のデータ]

- ・ 幸二さんは協会けんぽの被保険者であり、標準報酬月額は41万円である。
- ・ 朱里さん、将太さんおよび信子さんは、幸二さんの健康保険の被扶養者である。

[70歳未満の高額療養費に係る自己負担限度額(月額)]

所得区分	自己負担限度額
標準報酬月額 28万~50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%

1. 77,430円
2. 164,430円
3. 173,130円
4. 196,330円

(問題 3 1)

(設問D) 協会けんぽの被扶養者に係る生計維持要件に関する次の記述のうち、認定対象者が被扶養者となることのできる被保険者の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、被扶養者となる要件を満たしているものとする。また、認定対象者は障害者ではないものとする。

被保険者	認定対象者	収入等
Aさん	Aさんと同一の世帯に属しているAさんの兄(55歳)	<ul style="list-style-type: none"> 認定対象者の年間収入は170万円 Aさんの年間収入は500万円
Bさん	Bさんと同一の世帯に属していないBさんの孫(19歳)	<ul style="list-style-type: none"> 認定対象者の年間収入は60万円 Bさんからの援助の年額は200万円
Cさん	Cさんと同一の世帯に属していないCさんの配偶者の祖父(82歳)	<ul style="list-style-type: none"> 認定対象者の年間収入は80万円 Cさんからの援助の年額は180万円
Dさん	留学のため外国に在住しているDさんの子(21歳)	<ul style="list-style-type: none"> 認定対象者の収入はない。 日本国内に生活の基礎があると認められる。

1. AさんとBさん
2. AさんとCさん
3. BさんとCさんとDさん
4. BさんとDさん

(問題 3 2)

(設問E) 協会けんぽの被保険者資格喪失後の給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については支給要件を満たしているものとし、被保険者であった期間については任意継続被保険者ではなかったものとする。

1. 出産手当金の支給を受けている被保険者が退職日に出勤した場合、出産手当金の資格喪失後の継続給付を受けることはできない。
2. 被保険者であった者がその資格喪失日から6ヵ月を経過した後に出産した場合、出産育児一時金の支給を受けることはできない。
3. 被保険者の資格喪失後にその被扶養者であった者が出産した場合、家族出産育児一時金は支給されない。
4. 被保険者資格喪失日の前日まで被保険者であった期間が継続して1年以上ない者については、被保険者資格喪失日後3ヵ月以内に死亡した場合、埋葬料または埋葬費は支給されない。

問8

公的年金制度の仕組みや受給額等に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、以下の計算式等を使用してください。また、年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入してください。以下、厚生年金保険を「厚生年金」とします。

[第1号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の支給開始年齢（一部抜粋）]

生年月日	男子		女子	
	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分
昭34.4.2～昭35.4.1	—	64歳	—	61歳
昭35.4.2～昭36.4.1	—	〃	—	62歳
昭36.4.2～昭37.4.1	—	(65歳)	—	〃
昭37.4.2～昭38.4.1	—	〃	—	63歳
昭38.4.2～昭39.4.1	—	〃	—	〃
昭39.4.2～昭40.4.1	—	〃	—	64歳
昭40.4.2～昭41.4.1	—	〃	—	〃
昭41.4.2以降	—	〃	—	(65歳)

[特別支給の老齢厚生年金の計算式]

(1) 定額部分：1,734円×被保険者期間の月数（上限480月）

(2) 報酬比例部分：(ア) + (イ)

(ア) 2003（平成15）年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003（平成15）年3月以前の被保険者期間の月数}$$

(イ) 2003（平成15）年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003（平成15）年4月以後の被保険者期間の月数}$$

[経過的加算の額の計算式]

$$\text{定額部分相当額} - 831,700円 \times \frac{\text{20歳以上60歳未満の間の厚生年金被保険者期間の月数}}{480月}$$

[老齢厚生年金の配偶者の加給年金額] 415,900円

[老齢基礎年金の満額] 831,700円

[老齢基礎年金の振替加算額（一部抜粋）]

受給権者の生年月日	振替加算額
1960（昭和35）年4月2日～1961（昭和36）年4月1日	22,255円
1961（昭和36）年4月2日～1966（昭和41）年4月1日	16,033円

(問題 3 4)

(設問 B) (問題 3 3) の和沙さんは、66歳に達した月に老齢基礎年金の繰下げ受給の申出を行おうと考えている。和沙さんの公的年金加入歴が以下の<資料>のとおりである場合、和沙さんが66歳から受け取ることができる繰下げ受給の老齢給付の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[和沙さんの国民年金加入歴等]

1982年 (昭和57年) 5月	1985年 (昭和60年) 4月	2000年 (平成12年) 4月	2002年 (平成14年) 7月	2007年 (平成19年) 7月	2022年 (令和4年) 5月
未加入期間 35月	第1号 納付済期間 180月 そのうち付加保険料 納付36月	第1号 未納期間 27月	第1号 半額免除期間 60月	第3号 被保険者期間 178月	
▲ 20歳					▲ 60歳

[保険料半額免除期間の老齢基礎年金額への反映割合 (2009<平成21>年3月分以前)]
免除月数×2/3

※半額免除期間とは、保険料の半額を免除する認定がされ、免除分を除く保険料を納付した期間をいう。

※和沙さんに上記以外の公的年金加入期間はない。

※第1号被保険者期間のうち、免除期間に係る保険料の追納はしていない。

1. 755,351円
2. 770,779円
3. 771,384円
4. 772,731円

(問題35)

(設問C) 若杉さん夫婦は、老齢年金の受給開始時期について検討している。以下の〈資料〉に基づく老齢年金の繰上げ受給、繰下げ受給に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

〈資料〉

[若杉さん夫婦のデータ]

氏名	続柄	備考
若杉 則武	夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1964 (昭和39) 年9月12日生まれ (61歳) ・ 1987 (昭和62) 年4月にZG株式会社に入社 (厚生年金加入) し、継続雇用で70歳の誕生日の末日まで厚生年金に加入して働く予定である。
若杉 久美	妻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1967 (昭和42) 年5月28日生まれ (59歳) ・ 22歳から12年間厚生年金に加入していたが、34歳の時に則武さんと結婚し、その後は国民年金の第3号被保険者である。

※若杉さん夫婦は障害の状態がなく、子はいない。

※上記以外の公的年金の加入期間はない。

1. 則武さんが70歳到達時に老齢厚生年金の繰下げ受給の申出をし、受給開始後に死亡した場合、久美さんが受給する遺族厚生年金の額は、繰下げ受給により増額された老齢厚生年金の額に基づいて計算される。
2. 則武さんが70歳到達時に老齢厚生年金の繰下げ受給の申出をする場合、その年金額は在職老齢年金制度が適用されたものとした支給停止額を除く部分が増額される。
3. 久美さんが老齢厚生年金の繰上げ受給を請求する場合、同時に老齢基礎年金についても繰上げ受給を請求しなければならない。
4. 久美さんが60歳到達後、本来の老齢基礎年金の額が満額になるまで国民年金に任意加入する場合、任意加入中に老齢基礎年金の繰上げ受給を請求することはできない。

1. 障害基礎年金	1,518,225円	障害厚生年金	1,374,496円
2. 障害基礎年金	1,518,225円	障害厚生年金	1,464,332円
3. 障害基礎年金	1,598,025円	障害厚生年金	1,374,496円
4. 障害基礎年金	1,598,025円	障害厚生年金	1,464,332円

(問題37)

(設問E) 会社員の杉山さん(55歳)は、厚生年金加入中の2025年12月に私傷病のため初めて医師の診療を受け、その病気療養のため現在は休職しており、早期退職や障害年金の受給についてCFP[®]認定者に相談をした。障害基礎年金と障害厚生年金に関するCFP[®]認定者の次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、障害年金の受給要件を満たしているものとする。また、杉山さんはこれまで障害年金を受給したことはない。

1. 「杉山さんは初診日において厚生年金の被保険者であるため、早期退職をした後でも、障害厚生年金を請求することができます。」
2. 「障害厚生年金の障害認定日は、原則として初診日から1年6ヵ月を経過した日ですが、杉山さんの傷病が、2026年1月に治った場合、その治った日が障害認定日とされます。」
3. 「杉山さんが障害等級3級に該当する程度の障害の状態にある場合の障害厚生年金の額には最低保証額が定められており、その額は障害等級2級に該当する程度の障害の状態にある場合に支給される障害基礎年金の額の3分の2相当額となります。」
4. 「杉山さんが障害認定日において障害等級に該当する障害の状態になかった場合でも、その後障害の状態が重くなり、65歳に達する日の前日までの間にその傷病により障害等級に該当したときは、65歳に達する日の前日までの間に障害年金の支給を請求することができます。」

(問題38)

(設問F) 遺族基礎年金と遺族厚生年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、遺族年金の受給要件を満たしているものとする。

1. 遺族基礎年金は、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であった者が死亡した場合、支給される。
2. 夫の死亡当時、夫によって生計を維持されていた子のない30歳未満の妻に支給される遺族厚生年金は、妻が受給権を取得してから3年間に限り支給される。
3. 障害等級1級または2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡した場合、遺族厚生年金が支給される。
4. 厚生年金の被保険者資格喪失後、被保険者であった間に初診日がある病気やケガが原因で、その初診日から5年以内に死亡した場合、遺族厚生年金が支給される。

(問題 39)

(設問G) 遺族年金とその他の公的年金との支給調整に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない年金の支給要件はすべて満たしているものとする。

1. 60歳から老齢基礎年金を繰上げ受給している者に遺族厚生年金の受給権が発生した場合、65歳になるまでの間は受給権者が選択するいずれか一方が支給され、もう一方は支給停止される。
2. 遺族厚生年金の受給権者が、障害基礎年金の受給権を有する場合、65歳になるまでの間は受給権者が選択するいずれか一方が支給され、もう一方は支給停止される。
3. 遺族基礎年金の受給権者が、老齢厚生年金の受給権を有する場合、受給権者の年齢にかかわらず併給されない。
4. 遺族基礎年金の受給権者が、障害厚生年金の受給権を有する場合、65歳以後においては併給される。

(問題 40)

(設問H) 国民年金保険料の免除、学生納付特例に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 産前産後期間の保険料の納付が免除された期間は、保険料全額免除期間として老齢基礎年金の年金額に反映される。
2. 障害基礎年金を受給中のため法定免除に該当する期間についても、保険料を納付する旨の申出をすることにより、保険料を納付することができる。
3. 学生納付特例の所得要件は、親等の世帯主や配偶者の所得にかかわらず、学生本人のみの所得で判断される。
4. 国民年金保険料の免除や学生納付特例、納付猶予を受けた期間については、一定の要件の下、保険料を追納することができるが、保険料未納期間に係る保険料は追納することができない。

問9

企業年金や退職金等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題4 1)

(設問A) 確定給付企業年金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 老齢給付金の支給要件として、規約に「加入期間が18年以上あること」と定めることはできない。
2. 老齢給付金を受給する権利は、障害給付金の支給を受けた場合でも消滅しない。
3. 遺族給付金を受けることができる遺族とされる配偶者には、加入者の死亡当時に事実上婚姻関係と同様の事情にあった者は含まれない。
4. 資格喪失時の加入者期間が5年だった場合、脱退一時金を受け取ることはできない。

(問題4 2)

(設問B) 確定拠出年金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問においては、企業型確定拠出年金を「企業型」、個人型確定拠出年金を「個人型」という。

1. 国民年金の第1号被保険者で保険料の納付を免除されている者は、すべて個人型の加入者になることはできない。
2. 企業型の加入者でマッチング拠出を利用している者は、個人型にも加入することができる。
3. 企業型の掛金は、月単位での拠出のほか、複数月分をまとめて拠出することもできる。
4. 個人型または企業型のマッチング拠出により加入者が拠出した掛金は、所得税の計算上、社会保険料控除として全額を加入者の所得から控除することができる。

(問題4 3)

(設問C) 国民年金基金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 国民年金基金の加入員は、国民年金の付加保険料を納付することができる。
2. 産前産後期間により国民年金保険料を免除されている者は、国民年金基金に加入することができる。
3. 国民年金基金の加入員資格を喪失した場合、脱退一時金が支給される。
4. 国民年金基金の老齢年金の受給権者であって、保証期間のある終身年金を受給していた者が、保証期間中に死亡した場合、生計を同じくしていた遺族に残りの保証期間に応じた遺族年金が支給される。

(問題 4 4)

(設問D) 小規模企業共済制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 掛金は、1人当たり月額1,000円から70,000円までの範囲内で、500円単位で任意に選択することができる。
2. 共済契約が解除された場合で、共済契約者の掛金納付月数が12月以上のときは、原則として、共済契約者に解約手当金が支給される。
3. 分割払いの方法による共済金の支給期月は、原則として、毎年3月、6月、9月および12月とされており、年4回の分割支給となっている。
4. 共済契約者が資金の貸付けを受ける場合、貸付金の利率は、貸付実行時の適用利率で最終約定償還日まで固定される。

(問題 4 5)

(設問E) 北村さんは勤務するMQ株式会社を2026年5月に退職し、退職一時金を受け取った。以下の<資料>に基づき、北村さんの2026年分の所得税に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、北村さんは、<資料>以外に退職手当等の支払いを受けたことはない。

<資料>

- ・ 北村さんのMQ社の勤続期間：3年3ヵ月
 - ・ 北村さんが受け取った退職一時金の額：580万円
- ※当該退職金は短期退職手当等に該当する。
※障害者になったことに基因する退職ではない。
※退職所得に関する手続きについては適正に行われている。
※短期退職手当等に係る退職所得の計算においては、収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分の金額については「2分の1課税」を適用しない。

1. 210万円
2. 230万円
3. 270万円
4. 310万円

問10

中小法人の資金計画に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題46)

(設問A) 以下の<HA社のキャッシュフロー計算書>は<HA社のデータ>を反映して作成されている。空欄(ア)にあてはまる数値として、正しいものはどれか。なお、問題作成の都合上、一部を「***」にしてある。

<HA社のデータ>

(単位：千円)		
勘定科目	前期末残高	当期末残高
減価償却費	1,100	600
売掛金	1,200	800
買掛金	900	1,550

<HA社のキャッシュフロー計算書>

(自：2025年4月1日 至：2026年3月31日)

		(単位：千円)
I	営業活動によるキャッシュフロー	
	税金等調整前当期純利益	5,200
	減価償却費	***
	売上債権の増減額	***
	仕入債務の増減額	***
	小計	***
	利息および配当金の受領額	20
	利息の支払額	▲110
	営業活動によるキャッシュフロー	(ア)
	(以下省略)	

1. 4,660
2. 5,460
3. 5,960
4. 6,760

(問題 47)

(設問B) 以下の<資料>に基づくTC株式会社の資金繰りに関する下表の空欄(ア)にあてはまる数値として、正しいものはどれか。なお、現金残高の計算は、<資料>の取引のみを考慮するものとする。

<資料>

[TC社の売上と仕入の実績]

	2月	3月	4月	5月
現金売上	800万円	600万円	900万円	700万円
掛売上	1,600万円	1,200万円	1,800万円	1,400万円
現金仕入	600万円	500万円	700万円	400万円
掛仕入	1,200万円	1,000万円	1,500万円	1,600万円

[TC社の取引条件]

○掛売上の回収

- ・ 売上の翌月末日に、代金の5割を現金、5割を電子記録債権で受け取るものとする。
- ・ 電子記録債権の振出日から支払期日までの期間は1ヵ月であり、期日に決済されるものとする。

○掛仕入の支払

- ・ 仕入の翌々月末日に、代金の6割を現金、4割を電子記録債権で支払うものとする。
- ・ 電子記録債権の振出日から支払期日までの期間は2ヵ月であり、期日に決済されるものとする。

[TC社の資金繰り表(一部)]

	4月末日	5月末日
現金残高	1,500万円	(ア)万円

1. 1,200
2. 1,800
3. 2,100
4. 2,700

問 1 1

CFP[®]認定者にとって、リタイアメントプランニングに関する情報に関心を持ち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 8)

(設問A) 成年後見制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 成年後見人は、成年被後見人の財産から報酬を受け取る場合、家庭裁判所に報酬付与の審判の申立てをしなければならない。
2. 成年後見人が、成年被後見人に代わって、成年被後見人の居住のために借りているアパートの賃貸借契約を解除する場合、家庭裁判所の許可を得なければならない。
3. 成年後見人は、家庭裁判所の審判を得て、成年被後見人宛ての郵便物等の配達（回送）を受け取ることができるが、その期間は1年が限度とされている。
4. 成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、家庭裁判所の許可を得て、成年被後見人の遺体の火葬に関する契約の締結を行うことができる。

(問題 4 9)

(設問B) 介護保険法に基づく介護施設に関する下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

（ア）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の選択に応じて、施設への通い、短期間の宿泊、利用者の住居への訪問を組み合わせ、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを提供する。 ・ 対象者は、要介護認定を受けている原則として65歳以上の者である。
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活を営む住居において、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを提供する。 ・ 対象者は、要介護認定を受けている原則として65歳以上の認知症の者で、急性期の状態にある者を（イ）。
地域密着型 特定施設入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定を受けた入居定員30人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、入居している利用者に対して、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを提供する。 ・ 対象者は、（ウ）認定を受けている原則として65歳以上の者である。

1. (ア) 小規模多機能型居宅介護 (イ) 除く (ウ) 要介護
2. (ア) 短期入所生活介護 (イ) 除く (ウ) 要支援
3. (ア) 小規模多機能型居宅介護 (イ) 含む (ウ) 要支援
4. (ア) 短期入所生活介護 (イ) 含む (ウ) 要介護

(問題50)

(設問C) 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、「住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という)」とは、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援、登録住宅の入居者への家賃債務保証等の業務を行う法人として都道府県知事が指定するものをいう。

1. 住宅確保要配慮者には、高齢者のほか、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにあ
る子を養育する者も含まれる。
2. 支援法人は、賃借人である住宅確保要配慮者が死亡した場合、当該賃借人からの事前の委託
の有無にかかわらず、賃貸借契約の解除や残置物の処理を行うことができる。
3. 住宅確保要配慮者の安否確認や見守り等を行う居住サポート住宅に生活保護受給者が入居し、
一定の要件を満たす場合、保護の実施機関である自治体から賃貸人に家賃が直接支払われる。
4. 住宅確保要配慮者の家賃保証を行う家賃債務保証業者のうち、国土交通大臣から認定を受け
た業者は、居住サポート住宅の賃貸借契約を締結しようとする住宅確保要配慮者からの家賃
債務保証の申込みを正当な理由なく断ってはならない。